

○随意契約に伴う事前公募方式試行要領

平成23年2月1日

施行

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県内広域水道企業団が随意契約により発注を予定する案件において、事前に当該案件に係る業務の実施に必要な技術や経験等の要件(以下「業務実施要件」という。)を公表し、当該業務を実施することができる者を公募する方式(以下「事前公募方式」という。)を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前公募方式の対象)

第2条 事前公募方式の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第2号、第6号又は第7号に規定する随意契約によることができるものであって、次に掲げる契約
 - ア 設計金額が250万円を超える工事又は製造の請負
 - イ 設計金額が100万円を超える計画調査委託(調査、測量、設計等の業務委託)及び工事監理業務委託
 - ウ 設計金額(単価契約による場合は、予定数量等により算出した概算金額)が100万円を超える一般業務委託(造園整備、建物清掃、設備保守及びその他の業務委託)
 - エ 設計金額(単価契約による場合は、予定数量等により算出した概算金額)が150万円を超える物品の購入
 - (2) 見積審査に関する取扱基準(平成22年4月1日施行)第2条に規定する見積審査会における審査の結果、見積徴収業者が1業者のみ(複数の業者に見積依頼をした案件に限る。)となったとき。
 - (3) 契約依頼案件について、前年度又は前々年度に競争入札で執行した結果、1社のみの応札であった契約
- 2 前項第2号及び第3号については、設計金額が同項第1号ア～エに該当した場合に限るものとする。

(事前公募方式の対象外とする契約)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務に係る契約については、事前公募方式の対象外とする。

- (1) 契約の相手方が、法令又は官公庁との協定等により定められている業務
- (2) 他団体の業務と連携し一体的に実施される必要があるので、主たる発注者が競争性のある契約手続きを実施している業務
- (3) 業務の特殊性から専門的な知識、技術等を要するもの又は他人の特許権、著作権そ

の他の権利の使用を要するもので事前公募方式に適さないと認められる業務

(4) 職務権限規程(昭和45年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第10号)別表3契約

(8)に係る業務

(5) その他企業団の経営に関するもので総務部長が別に定める業務

(事前公募方式による契約依頼の手続)

第4条 工事担当課長(第2条各号に掲げる工事等を担当する課長、場長及び所長をいう。以下同じ。)は、事前公募方式による契約依頼を行うときは、特名理由書、見積審査書等の見積業者の調査結果に関する資料とともに、事前公募方式による契約依頼書(第1号様式。以下「契約依頼書」という。)を契約検査課長に送付するものとする。

(入札及び契約審査委員会による公募内容の審査)

第5条 事前公募方式に係る案件の業務実施要件等については、入札及び契約審査委員会(以下「入契審査委員会」という。)において審査する。この場合において、契約検査課長は、前条の規定により送付された契約依頼書の写しを入契審査委員会に提出する。

(事前公募方式の実施)

第6条 事前公募方式を実施する場合には、かながわ電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)の方法により、業務実施要件等を明示した書面(第2号様式)、仕様書等を掲示して行うものとする。

(業務実施要件の審査)

第7条 契約検査課長は、事前公募方式の実施により、受注希望者がいる場合には、当該公募の実施期間内に業務実施要件を満たしていることが確認できる書類を添付した申立書(第3号様式。以下「申立書」という。)の提出を求めるものとする。

- 2 契約検査課長は、申立書が提出されたときは、当該申立書を提出した者(以下「申立者」という。)に係る業務実施要件の審査を工事担当課長に依頼する。
- 3 工事担当課長は、契約検査課長から審査の依頼があったときは、申立書の添付書類に基づき、申立者に係る業務実施要件の具備について審査する。この場合において、当該添付書類によって確認できない事項については、申立者に対しヒアリング等を実施できるものとする。
- 4 工事担当課長は、前項の審査が終了したときは、その結果を契約検査課長に報告する。

(審査結果の通知)

第8条 契約検査課長は、前条の規定による審査結果の報告を受けたときは、業務実施要件等確認通知書(第4号様式。以下「通知書」という。)により、その結果を申立者に通知

する。

(疑義等の取扱い)

第9条 申立者は、通知書の内容に疑義等がある場合には、書面によりその旨の申出をすることができる。この場合において、契約検査課長は、工事担当課長と協議のうえ疑義等に対する回答をする。

(競争入札への移行)

第10条 第7条の規定による審査の結果、申立者に業務実施要件を具備することが確認された場合には、競争入札による方法により、当該案件に係る契約の相手方を決定するものとする。

(事前公募方式による契約締結結果の公表)

第11条 事前公募方式により随意契約を締結したときは、電子入札システムにおいて、次の各号に掲げる内容を記載した契約締結結果を公表する。

- (1) 件名
- (2) 履行場所
- (3) 履行期限(工期)
- (4) 見積日
- (5) 随意契約の根拠条文
- (6) 契約金額
- (7) 契約者
- (8) 相手方の選定理由

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、事前公募方式の実施に関し必要な事項は、契約検査課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、平成23年4月1日以後の契約の締結について適用し、同日前の契約の締結については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成23年度及び平成24年度に事前公募方式の対象とする契約は、総務部の案件にあっては契約検査課長が、技術部の案件にあっては浄水計画課長が工事担当課長と協議して決定するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月20日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)～第4号様式(第8条関係)は省略